

職場の転倒災害を防止しましよう！

焦らず・急がず・安全歩行が大事！

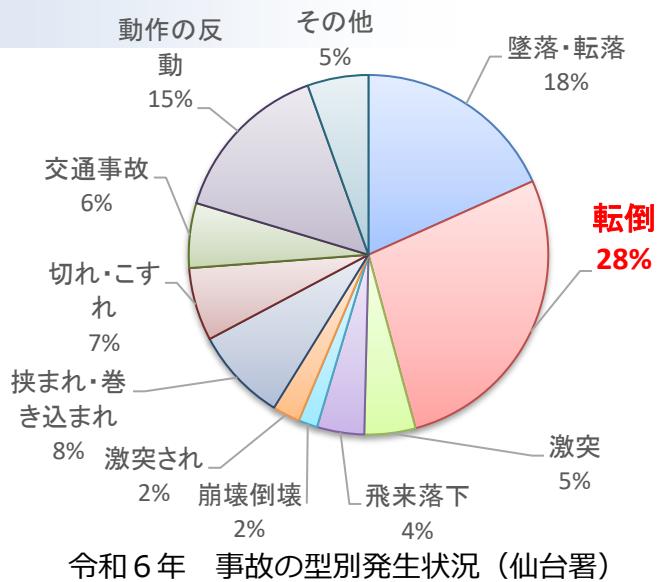
転倒災害発生状況

仙台署管内では令和6年に休業4日以上の労働災害が1,458件発生しました。事故の型では、転倒災害28%と最も多く発生しています。

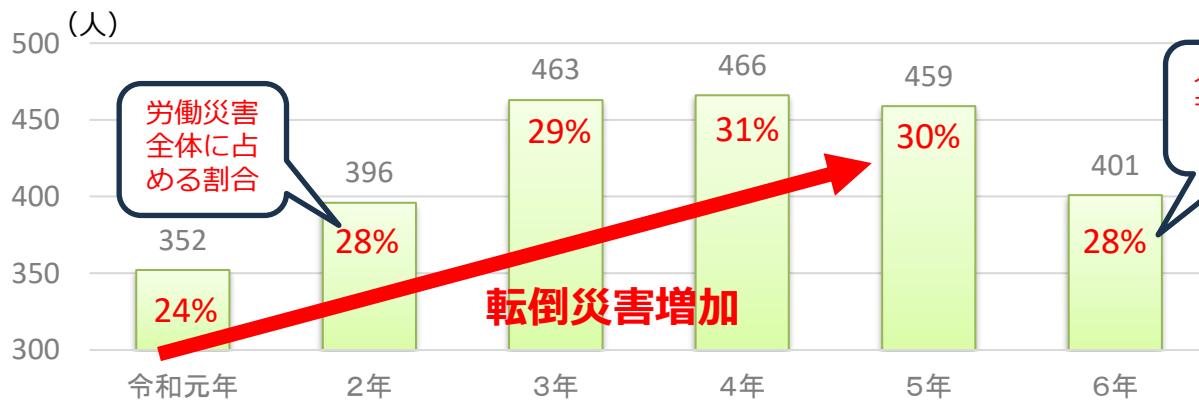
転倒災害は、大きく「滑り」、「つまづき」、「踏み外し」の3種類に分けられます。

冬季では、積雪や路面凍結による「滑り」による転倒が多く発生していますが、**年間を通して継続的に発生**しており、対策が必要不可欠な状況にあります。

転倒災害防止対策を検討する際に、本リーフレットを是非ともご活用ください。



年別 転倒災害発生状況 (仙台署)



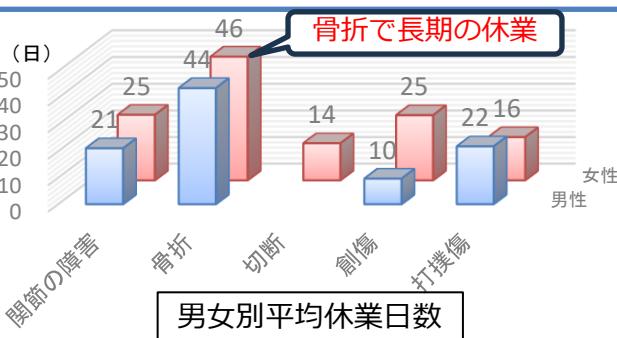
令和6年 月別 転倒災害発生件数 (仙台署)



仙台労働基準監督署管内において、令和6年は401件の転倒災害が発生しています。このうち男性が143件、女性が259件と、男性よりも女性が多い被災件数にあります。

転倒災害による傷病性質は「骨折」で全体の63%を占めます。さらに、骨折による平均休業日数は、男性が44日、女性は47日と一ヶ月以上となっています。

仙台労働基準監督署では、令和5年から令和6年に転倒災害を発生させた762事業場と被災した労働者に対してアンケート調査を行い、その結果をとりまとめ、災害発生状況の分析を行いました。以下からアンケート調査を記載しています。



1. アンケート結果の概要

性別と年代

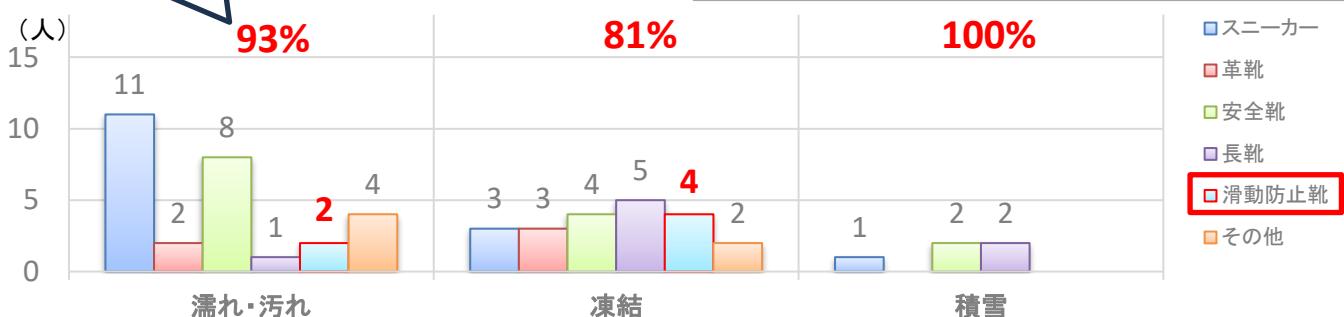


男女ともに50歳代以上が多い！



滑り止め機能の無い靴を履いていた割合

転倒時の路面と履物



履物による対策がない割合は81%～100%
⇒履物も有効な安全対策です！

歩行面の状況と心理状態

転倒危険箇所に注意が向いていないときに発生しています⇒「見える化」で注意喚起を！



被災時の歩行面・床面の状況（複数可）



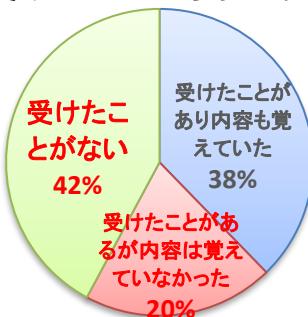
転倒時の歩行面は不安全な状況であることが多いです。
⇒照明、手すり等、事前の設備改善で防げるものが多くあります！

被災時の心理状況について、当てはまるもの（複数回答）



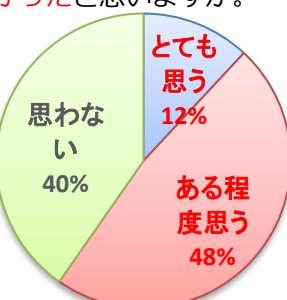
半数は、平常時と異なる心理状況のときに発生しています！

被災前に転倒防止のための安全教育を受けたことがありますか。



約6割の人が、安全教育を受けていない、又は内容を覚えていません。

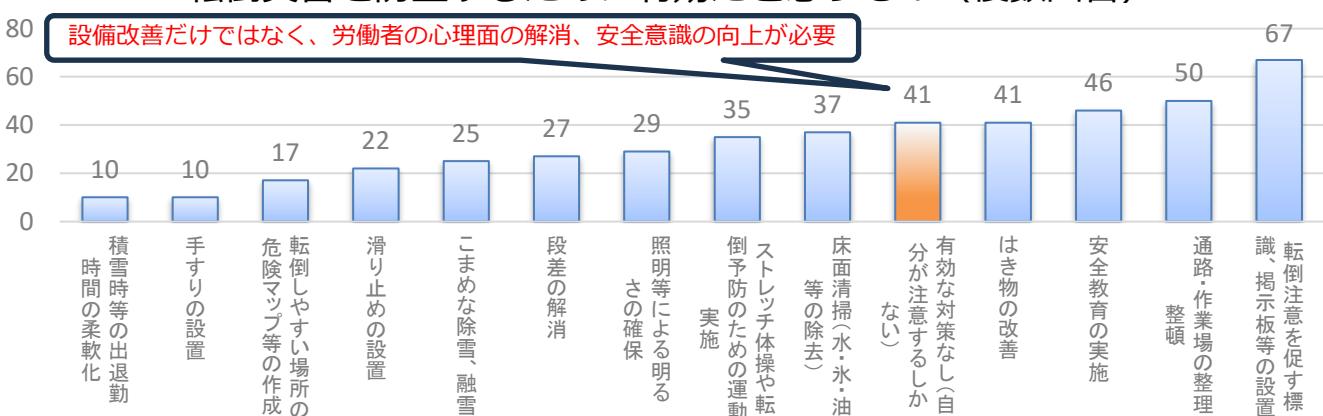
転倒予防の安全教育をしっかり受けていたら転倒しなかったか、又は転倒しても大きなケガには至らなかったと思いますか。



安全対策を知っていたら防げていたかもしれません。
⇒事前の安全教育が大切です！

転倒災害を防止するために有効だと思うもの（複数回答）

設備改善だけではなく、労働者の心理面の解消、安全意識の向上が必要



2. 転倒災害防止対策のポイント

チェックリストを活用し、安全な職場を目指しましょう。

check 1 安全な通路等が確保されていますか？（施設・環境の整備）

（4S：整理・整頓・清掃・清潔の徹底）



- こまめな除雪の実施、凍結予想箇所への凍結防止剤の散布（屋外）
- 凍結防止機能付きマット等の敷設（屋内）
- 床面の凹凸、段差などの解消、床面の汚れ（水、油、粉など）除去
- 歩行場所への物の放置禁止
- 必要な照度の確保（照明設備等の設置など）

check 2 転倒しにくい作業方法（安全歩行 or 行動対策）



- 滑りにくい履物の徹底（屋外では脱着式の滑り止め具の使用なども）
- 滑りやすい場所では、「小さな歩幅」、「少し膝を曲げ」、「足裏全体で急がず、ゆっくり歩く」⇒急ぎ歩きは危険です！
- 足元が見えにくい状態で作業しない⇒照度の確保が必要です！

check 3 その他の対策（個人でできる安全対策）



- 降雪時等の出勤時は、時間に余裕をもって出発し、遅れそうなら事前連絡しておく。また、冬季用の履き物を着用し、遅れてもあせらず、注意深くゆっくり歩く。
(当署管内では出勤時の駐車場内における転倒災害が多発しています)
- 両手に荷物等を抱えずに歩く（受け身が取れるリュックの使用がおすすめ）
- 解消できない危険箇所への「凍結転倒注意」など、「見える化」
- 自らの身体機能の客観的な把握と身体機能の維持向上に取り組み
(特に高年齢労働者。エイジフレンドリーガイドライン参照)

3. 転倒防止の防止対策のためのツールについて

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」や、（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所では、転倒災害を防止するための安全活動事例（見える化事例）や映像教材など、転倒災害防止に関する各種ツールを公開しています。これらを参考にしながら、皆さまの事業場に適している転倒災害防止対策を導入してください。

【映像教材】
滑りによる転倒防止対策
(労働安全衛生総合研究所)



転倒災害の防止について
転倒に係るリーフレット等を掲載しています。
(厚生労働省ホームページ)



「見える」
安全活動コンクール
(職場のあんぜんサイト)



国では長期的な労働災害防止を推進するために、「労働災害防止計画」を5年ごとに策定しています。現在、令和5年から令和9年までの計画として「第14次労働災害防止計画」を定めており、近年の労働災害の傾向を踏まえて、労働者の作業行動に起因する対策を重点事項として推進しています。右のページに掲載されたパンフレットを活用し、労働災害防止の取り組みを進めてください。



～「SafeworK向上宣言」の積極的な登録活用を～

「SafeworK向上宣言」は転倒災害の防止を含めた労働災害防止に係る事業主と労働者の意思表明を事業場内外に表明するものです。



詳細はこちら